

第19回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日時 2003年6月24日（火）10：30～12：05
2. 場所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室
3. 出席者 遠藤委員長代理、木元委員、竹内委員、森島委員  
内閣府 榊原参事官（原子力担当）  
原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課  
佐藤統括安全審査官、岩永審査班長  
外務省 科学原子力課 篠原課長  
文部科学省 原子力課 中西課長
4. 議題
  - （1）北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉の増設）について（答申）
  - （2）エビアン・サミット（原子力関連部分）について（外務省）
  - （3）日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合について（文部科学省）
  - （4）原子力委員会専門委員について
  - （5）その他
5. 配布資料
  - 資料1 - 1 北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉の増設）について（答申）（案）
  - 資料1 - 2 北海道電力株式会社泊発電所原子炉設置変更許可申請（3号原子炉の増設）の概要
  - 資料2 放射線源の安全確保に関するG8首脳声明（骨子）
  - 資料3 原子力二法人統合に係る主要論点について（案）
  - 資料4 原子力委員会専門委員について（案）
  - 資料5 第18回原子力委員会定例会議議事録（案）

## 6 . 審議事項

### ( 1 ) 北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更 ( 3 号原子炉の増設 ) について ( 答申 )

標記の件について、佐藤統括安全審査官より資料 1 - 2 に基づき説明があり、以下の質疑応答の上、平成 14 年 8 月 26 日付け平成 14・07・31 原第 2 号 ( 平成 15 年 5 月 7 日付け平成 14・07・31 原第 2 号をもって一部補正 ) をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 ( 経理的基礎に係る部分に限る。 ) に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認め、経済産業大臣あて答申することを決定した。

( 木元委員 ) 東京電力の最新の原子炉には、ABWR ( 改良型沸騰水型炉 ) というように改良型という意味の「A」がつくが、泊 3 号原子炉にはつかないのか。

( 佐藤統括安全審査官 ) 何をもって改良型というのか明確なものはないが、泊 3 号原子炉は、基本的に伊方 3 号原子炉の PWR ( 加圧水型炉 ) の設計を踏襲しており、改良型とは呼べない。現在、敦賀で計画されている加圧水型炉が APWR という名称で呼ばれている。泊 3 号原子炉は従来型の PWR の設計であるため、細かい改良はされているが、基本的な設計は変わっていない。

( 竹内委員 ) 熱出力に重点を置いたという点で伊方 3 号炉と違うのか。

( 佐藤統括安全審査官 ) 伊方 3 号炉とは一次冷却材の設定温度や、タービンの設計を変えている。設計上の効率を上げているものである。

( 遠藤委員長代理 ) PWR の新設は久しぶりではないか。

( 佐藤統括安全審議官 ) PWR の新設は、大飯 3・4 号原子炉以来 16 年ぶりである。

### ( 2 ) エピアン・サミット ( 原子力関連部分 ) について

標記の件について、篠原課長より資料 2 に基づき説明があり、以下のとお

り質疑応答があった。

( 篠原課長 ) 大量破壊兵器の不拡散に関する G8 宣言が出された。この中で、北朝鮮の IAEA ( 国際原子力機関 ) の保障措置違反などに関して懸念を表明している。また、イランの原子力利用計画の不透明な部分についても取りあげており、IAEA の追加議定書に早期かつ無条件に受け入れるよう求めている。また、前回のカナナスキス・サミットで採択された「G8 グローバル・パートナーシップ」についても触れられている。これは、この一年間の実施状況を議論した上で、次回サミットに向けてプロジェクトの活動の拡充や、支援参加国の拡大なども求められている。「持続可能な開発」のセッションでは、「持続可能な開発のための科学技術に関する行動計画」が採択された。これは、地球観測、エネルギー、農業及び生物多様性に焦点を当て、持続可能な成長を維持するための科学技術が重要であるということ を挙げて、各国が協調して努力をするという趣旨の行動計画である。その中のエネルギーの分野では、「原子力を使用し続ける G8 諸国による、より安全で信頼性があり、兵器への転用や核拡散を防止し得る先進的原子力技術の開発努力に留意する」という文言が入っている。今回のサミットでは、従来以上に単に原子力を推進するということだけでなく、大量破壊兵器、核不拡散という意味を含め、核や原子力が、一つの中心になったサミットであったと思う。

( 木元委員 ) 資料 2 の 1 において「放射線源の国内登録制度、放射線源の輸出入の国内規制法制の整備等の項目を如何に各国で実施するかについて「勧告」を作成」とあるが、これは、次回の G8 において、成果を報告することまでを義務付けるものなのか。

( 篠原課長 ) 資料 2 には、その後「実施に向けて努力」と書いてあるように、実施に向けて G8 が IAEA 等と協力して努力するということで、いわゆる法的な義務ではない。次回サミットまでに作成するには、各国の事情等もあるため、現実には難しいのではないかとと思われる。だが、我々としては、早く作る必要があると考えている。

( 木元委員 ) 将来は義務規定になると考えてもよいのか。

( 篠原課長 ) 義務規定になると、多国間条約を作ろうという話になり、国内法をきちんと作る必要がある。行動規範であれば、それぞれの国内状況に合わせて対応することになると思う。国際法であると、各国の内情を問わず一律となってしまうため、各国で判断をした方が良いと主張する国が出てくる可能性がある。IAEA は義務的な規則を作る前に、行動規範となるガ

イドラインを作り、政治的に進めていく方が良いと思っているのではない  
か。それを G8 も支持するというのが今の状況であると思う。

(遠藤委員長代理) 放射線源に関して、タイやフィリピンで事故があったこ  
とを考えると、放射線源の問題をいろいろな場で考えることは良いことだ  
と思う。原子力委員会が主催している FNCA(アジア原子力協力フォーラム)  
でも積極的に取りあげたいと考えている。もう 1 点質問があるが、今年の  
サミットで、米国がロシアの解体核に関して「10 plus 10 over 10 years」  
を提案したが、それは今年のサミットでこれは取りあげられたのか。

(篠原課長) 先ほど申し上げた G8 グローバル・パートナーシップがそうであ  
る。現在、180 億ドルがプレッジされているが、具体的なプロジェクト  
の中身が問題になっている。損害賠償や税金の問題があり、なかなか実施  
の枠組みができていないという問題もある。今回のサミットでは、プロジ  
ェクトの活動の拡充や G8 だけではなく他の国にも広げたいという議論も  
あった。

(竹内委員) 放射線源の扱いについては管理体制が十分でないと思われる。  
ピア・レビューが重要だと思う。IAEA の今後の課題ではないか。

(篠原課長) 放射線源だけではなく、核物質についても同じ問題だと思う。  
IAEA 任せではなく、自分たちでも何ができるか常に考えていかなければな  
らないと思う。

### (3) 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合について(文部科学 省)

標記の件について、中西課長より資料 3 に基づき説明があり、以下のとお  
り質疑応答があった。

(中西課長) 原子力二法人統合準備会合においても、この資料 3 に基づき説  
明したところ、出席者から様々な意見をいただいた。施設の廃止について、  
代替機能の確保についてよく検討すべきではないかとの意見があり、新法  
人の位置付けについては、原子力基本法によって設置され、原子力基本法  
により役割を与えられている法人であることを維持する必要があるのでは  
ないかとの意見があった。また、多様な関係者がいるので、どのような経  
営をしたら良いのか相談するような機関が必要であり、システムとして導  
入する必要があるのではないかとの意見や、廃棄物の処理・処分について

は、業務として取り組むという姿勢を出していることは良いことであり、この方向でお願いしたいとの意見もあった。さらに、世界の原子力研究開発のCOE（Center of Excellence：中核的拠点）になるという国際的視点に立ってほしいという意見もあった。

（遠藤委員長代理）今後の進め方はどうなるのか。

（中西課長）報告書の取りまとめについては、今までいろいろな作業をしていただいた秋山先生にお願いしたいと考えている。また、夏には、最終報告書を議論するための原子力二法人統合準備会議をもう一回開催し、それから一般に意見を求め、9月までにはまとめたいと思う。

（竹内委員）最終報告書と新法人の設置法との関係はどうなるのか。また、最終報告書は、新法人のフレームなり、ミッションなりをすべて示されると期待してよろしいか。

（中西課長）骨格部分については、報告書に書き込まれるのではないかと期待している。報告書では方向性が示され、次いで関係者（ステークホルダー）と調整してご了解いただくプロセスが続き、その後、法案の作成に入る。

（木元委員）主要論点については良くまとめていただいていると思うが、外側から一般国民の立場で見た場合に、二法人が統合されると、新法人の役割は何かという話になると思う。主要論点と言った場合に、今まで何が良いとされ、何が問題、あるいは、課題だったのか、ということを前提として考える必要があると思う。それを踏まえた上で、主要論点がどこにあるのか検討したほうが良いと思う。例えば、資料3の2ページの「原子力をとりまく最近の環境の変化を踏まえ、特に、留意すべき点」について記載されているが、二法人が何を課題として、世間から見て何が問題だったのかということを踏まえた上で、このような記載になったということがくみ取れるのかが懸念される。また、資料3の5ページに、「新法人の主要業務の推進の方向」というのがテーマとして掲げられているが、業務を推進するときに、「より透明性を高く保つ」、あるいは、「より情報を公開しながら」というような文言があってもよい気がする。例えば、「原子力に関する幅広い情報発信、政策提言等の取組みを実施」と記載されているが、自分たちの世界の中だけの提言となるのではなく、国民の目から見られた新法人としての提言であってしかるべきであり、情報公開には制限がある

が、情報は常に国民の皆さんに公開するということがあってしかるべきではないかと思う。資料3の6ページの「原子力に関する情報の収集、分析及び提供」部分について、「社会が必要とする時に必要とする知見を提供」と記載されているが、社会から何か要請されたときに情報を出すという意味なのか。それとも、常日頃から自分がアンテナを張り、自分たちが必要だと感じたときに情報を発信するということなのか。その辺がよく見えてこない。それから、「広報活動のより一層の充実と国等が行う広報活動への協力」と記載されているが、これも一方的に言う前に、何が広報かということをもう一回考える視点を持つ必要がある。市民参加懇談会でよく言っている「広聴」ということであるなら、より納得できる気がする。それから、「シンクタンク機能の発揮」と記載されているが、今までの両法人の活動の中にシンクタンク機能というものはあったのか。また、新たにセクションを作るということになるのか。

(中西課長) シンクタンク機能についていえば、これまでの二法人には、考える力とバックデータはあったと思うが、政策立案部局に対し、目的的に、あるいは、意識的に、必要なデータを集め、よく分析し、提供するということは、自主的にはあまり行ってこなかったと思う。必要であれば、新しいセクションを作ることになると思う。

(木元委員) 新しい視点だと思う。そのためにも外から見られる視点を踏まえることが大切。

(森島委員) 最終報告書の取りまとめにあたり、原子力委員会及び原子力安全委員会は新法人に密接に関わっているので、この報告書を公式にまとめる前に意見を出す場、あるいは、二法人統合準備会議との会合を持つ場を、きちんと位置づけておかないといけないと思う。それから、法人の位置づけについて、今後、新法人が原子力の研究開発の中で担っていく役割、位置づけ、それから目的、特に、この法人は、原子力に関わる研究開発の中核になるので、この点をきちんと記載しないといけないと思う。次に、先ほど木元委員から話があったように、これまで二法人が果たしてきた役割があるが、他方で、必ずしも問題がなかったわけではない。統合するに当たって、これらの点をどう考えたのかということについて、最終報告書の冒頭部分に記載しなければならないと思う。しかし、過去を見るのではなく、将来を見るわけであり、少なくとも最終報告書の大きな柱は、この法人をどう位置づけていくのかということであり、きちんと記載しなければ

ならない。それから、資料3の4ページに主要な業務について記載されているが、この中で、新法人でなければならない、あるいは、新法人がやるべきことが期待されていることと、他の機関でもやれるが、新法人としてもやるという業務があると思う。少なくとも「最初の原子力の基礎・基盤研究等の総合的推進」と、「核燃料サイクルの確立を目指した研究開発の実施」は、新法人が果たさなければならない役割であり、他の機関ではできないことである。他の業務は、新法人の位置づけ、目的との関係で入れるかどうか考えられるべきものであり、新法人でなければならないということではない。記載されている主要業務について、きちんとランクを付けていただきたいと思う。それから、原子力委員会との関係について、資料3の9ページに、「原子力長期計画との整合性を確保する観点などから、原子力委員会の適切な関与の方法を検討する」と記載されているが、方向性が見えない。原子力長期計画を推進する立場から、新法人に原子力長期計画の研究開発の分野をきちんと実施してもらうために、原子力委員会がどのように関与するのか検討するということなら理解できるが、この記載ぶりでは、ことと次第によっては、最終報告書の書き振りが、原子力委員会がこれまでに出した意見と違うものとなる可能性があり、「原子力委員会は、長期計画を推進するという観点から適切な関与をする。どのような関与の仕方が良いのかは、これから検討する」、と方向性をきちんと記載してほしい。さらに、資料3の11ページでは、累積欠損金のところは「適切」と記載されており、地位の承継のところは「必要」と記載されている。しかしながら、「原子力委員会において検討が進められる新たな原子力政策等」については、「中期目標等に反映させることが望ましい」と書かれている。「望ましい」けれど結局できなかったということになりかねない。望ましいのではなくて、適切に反映されなければならない。そのために必要なものは制度的にきちんとしてほしい。

(竹内委員) 過去に原子力委員会から3回ほど意見を出しており、そのことについては記載されているが、森嶋委員から話があったように、最後の確認をした方が良くと思う。また、最終報告書で、新法人のフレームはできるが、それを元に新法人の人たちをやる気にさせるためにはどうすれば良いのか。将来、新法人の人たちがこれで行くぞというものを作らないといけない。

(木元委員) まさに先ほどお話ししたのは、この点だと思う。理念とか信念とかがあって、我々は、こういう視点からこういう主要論点を考えたという

のが記載されれば良いと思う。主要論点として記載されているのは良くできていると思う。その前提となるものがあれば、いかようにも動けるのではないかと思う。

(竹内委員) 大学でも独法化が検討されており、大学の研究炉は端境期である。先の時点を見たようなものをいろいろ取り込んでいかないと、出来たものが時代遅れになる。全体が動いており、それを見て取り込んでいかないといけない。

(遠藤委員長代理) これからの日本の財政事情は、非常に厳しい状況が続くと思う。その中で、特に、原子力というのは、最近の予算の状況を見ても右肩下がりになってきた。その中で、今後、原子力分野で必要だといわれる予算を考えると、例えば、廃棄物の処理のための経費、「もんじゅ」の稼動に伴う経費、日本誘致に向けて取り組んでいるITERの経費などが原子力予算に入ってくることが予想される。そうすると原子力のR&Dの中心を担う新法人は、主要業務の中で何に濃淡をつけ、何に焦点を当てていくのかということをもじめに考えなければならない。また、原子力委員会と新法人の関係について、きちんとすべきであり、資料3に記載されていることでははっきりしない。きちんと方向性を記載すべきである。以上のようなことを踏まえ、我々が言っていること、考えていることが、現実はどう反映されるのか、しかるべき時点において、原子力二法人統合準備会議と原子力委員会の会合を、非公式ではなく公式の場で開くことを考えてほしい。

(中西課長) 原子力二法人統合準備会議では、原子力委員会の意見をすべて紹介しているし、藤家委員長からプレゼンテーションをいただいている。今のような話は、きちんと伝え、そういう会合を持つように考えていきたいと思う。それから、新法人の位置づけについて、位置づけには法的な位置づけと、理念的な位置づけがあると思う。自主性を発揮させ、透明なシステムの下でやっていくのだということは、基本報告に記載されており、資料3では繰り返さなかった。二法人統合準備会議の委員にも指摘されており、最終報告書では、最終報告書だけですべてがわかるように、基本報告と資料3を取り込んだ形で作りたいと考えており、重要な部分として必ず入れたいと思う。基本報告には、これまで両法人が確たる成果を上げてきたということと伴に、経営の不在と言われ、改革が行われたという過去の問題にも触れている。

(木元委員) 基本報告に記載されていることについて、もう少しコンパクトに、最終報告書の冒頭部分で10行ぐらいにして記載してほしい。

(中西課長) 予算の問題について、なんとか右肩下がりをとめたいと考えているが、厳しい状況である。経済財政諮問会議や財政審議会において、予算を削減する特別な3分野の一つとして原子力分野が明記されていたが、いろいろと説得して、非常にフェアな書き振りになった。しかしながら、マインドは変わっていないと思われ、今後もよく注意していかないといけない。重点化については、非常に大事だと思う。何でもやるのではなく、新法人はホットなところを重点化して行うというところを書き込みたいと思う。原子力委員会の関与の内容については記載しなかったが、関与について、適切な方法を考えるという方向性は出ている。具体的な関与の方法についての方向性はまだ決まっていないが、関与するという方向だけはあると思う。竹内委員から話があった先を見越して必要な制度を検討することはおっしゃるとおりだと思う。例えば、施設の供用について、片手間にやっていたことを前面に出し、本来業務として取り組むことにしたことや、人材育成も本業として取り組むこととして記載した。まさに研究の場を提供する役割、エンジニアの育成や規制行政機関を支援する役割を担っていくのだという意気込みを書き込んだつもりである。これから条文化され、事業の柱になることを願っている。

#### (4) 原子力委員会専門委員について

標記の件について、榊原参事官より資料4に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(遠藤委員長代理) 今回の専門委員の任命は時限的なものなのか。検討会での審議が終わったら任期が終わるのか。

(榊原参事官) 時限的なものである。

#### (5) その他

・事務局作成の資料5の第18回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

- ・事務局より、7月1日（火）に次回定例会議が開催される旨、発言があった。